

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第二 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- (2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表Ⅰに掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第三 調査の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表Ⅰの施設等であつて、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
- (2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。
- (3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。
- (4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設

(ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

- A 設置に当たり、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの
- B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であつて、コンヒーターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(イ) 医療機関施設の医療機器（救急法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(ウ) 医療関係者養成所施設の教材等（救急法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあつては、別表Ⅰに定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

- (5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和四〇年八月五日付蔵計第一九六七号）第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

第四 一箇所の定義

- (1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。
- (2) 国立公園等施設の道路にあつては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものも別箇所とする。

第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 一箇所の調査額が別表Ⅰの限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ロ 当該年度に整備計画のあるもの。
 - ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (6) 調査前着工を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
- (7) 一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養成

成所施設の教材等。

第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舍及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成七年厚生省発健政第ニ号）の別表の基準額をいう）のいずれか低い額とする。

第八 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建築物災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第九 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表1 施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額	
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円	
	厚生労働省	保健衛生施設等	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあつては400千円
		保健衛生施設	
		原爆医療等施設	
		精神保健等施設	
		食肉衛生検査施設	
		エイズ・結核治療施設	
		医薬分業推進支援施設	
		血漿採集センター等施設	
		抗毒素製造施設	
環境衛生施設			
火葬場	800千円		
と畜場	400千円		
医療機関施設	800千円		
公的医療機関施設	800千円		
へき地診療所施設（医師及び看護師住宅を含む）	800千円		
政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円		
医療関係者養成所施設	800千円		
研修施設			
看護師共同利用保育施設			
看護師宿舍	800千円		
看護師宿舎	800千円		
救急医療情報センター	800千円		
社会福祉施設等	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあつては400千円		
保護施設			
老人福祉施設			
老人保健等施設			
身体障害者更生援護施設			
身体障害者社会参加支援施設			
婦人保護施設			
知的障害者援護施設			
障害者支援施設等			
児童福祉施設			
母子福祉施設			
母子保健施設			
その他の社会福祉施設等			

別表2

区	諸経費率	
	分	率
建物新築	0%	0%
建物修復	15%	15%
建物修復	15%	15%
建物修復	0%	0%
災害等廃棄物処理事業	0%	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

環境省	国民健康保険診療施設 (へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。) 国民健康保険健康管理センター 国民健康保険総合保健施設 国立公園等施設 廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設 浄化槽 (市町村整備推進事業) 産業廃棄物処理施設 広域廃棄物処理処分場 PCB廃棄物処理施設 災害等廃棄物処理事業	800千円 800千円 800千円 別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円ただし、道路にあっては400千円 別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円 市町村400千円 都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円 市町村・広域圏海環境整備センター1,500千円 日本環境安全事業株式会社1,500千円 指定市 800千円 市町村 400千円
-----	---	--

内閣府、厚生労働省及び環境省所管 補助施設災害復旧費実地調査要領

昭和59年9月7日
会 発 第 7 3 7 号

一部改正

平成 7 年 3 月 3 日
平成 11 年 1 月 20 日
平成 1 3 年 1 月 5 日
平成 1 7 年 2 月 3 日
平成 1 9 年 8 月 3 日
平成 2 3 年 6 月 2 1 日
平成 2 4 年 1 1 月 1 6 日
平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日
平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日

第1 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第2 調査の方法

(1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
(2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二百万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第3 調査の対象

(1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
(2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、

土地は調査対象外とする。

(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設

(ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある

医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

A 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータatron、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(イ) 医療機関施設の医療機器（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(ウ) 医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

(5) 第1項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年8月5日付蔵計第1967号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱う。

第4 一箇所の定義

(1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

(2) 国立公園等施設の道路にあっては、百五十メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路

の被害延長外のものとは別箇所とする。

第5 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 1箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 緊急に復旧しなれば執務上著しく支障があると認め難いものの。
- イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
- ロ 当該年度に整備計画のあるもの。
- ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (6) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
- (7) 一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未済の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材等。

第6 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第7 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成7年厚生省発健政第22号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第8 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第9 報告

調査終了後1週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出

すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、1億円以上の場合。

別表2

区	区分	率
建物新築	建物新築	0%
建物補修	建物補修	15%
土地復旧	土地復旧	15%
工事復旧	工事復旧	0%
施設復旧	施設復旧	0%
災害復旧	災害復旧	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

項目	中		建		農		林		漁		業		計		
	小計 (C+D+E+F+G)	土地 F	建物 D	小計 (A+B+C)	半額 B	全額 A	小計 (H+I+J+K)	半額 K	全額 J	小計 (L+M+N)	半額 N	全額 M	小計 (O+P+Q)	半額 Q	全額 R
建設															
農業															
林業															
漁業															
業															
計															

- (注) 1. 調査別表1の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、施設別において、「別に定めるそれぞれの施設」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入する。また、別紙様式2の作成を要するもの(要領第9ただし書に該当するもの)は上段()番とし、外段で記入する。計欄についても同様に取り扱いとする。
2. 別紙様式2について作成を要しないものは本表とし、また、別紙様式2の作成を要するもの(要領第9ただし書に該当するもの)は上段()番とし、外段で記入する。計欄についても同様に取り扱いとする。

障害者支援施設等

障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。）
 障害者支援施設
 居宅介護事業所
 重度訪問介護事業所
 同行支援事業所
 行動援護事業所
 短期入所事業所
 共同生活介護事業所
 共同生活支援事業所
 相談支援事業所
 地域活動支援センター
 福祉ホーム
 障害児入所施設
 児童発達支援センター
 助産施設
 乳児院
 母子生活支援施設
 保育所
 児童厚生施設
 児童養護施設
 情緒障害児短期治療施設
 児童自立支援施設
 児童家庭支援センター
 母子福祉センター
 母子休業ホーム
 母子健康センター
 社会事業授産施設
 隣保館
 生活館
 ホームレス自立支援センター
 盲人ホーム
 地域福祉センター
 社会福祉士養成施設
 介護福祉士養成施設
 へき地保健福祉館
 在宅高齢者多機能型居宅介護拠点
 花間対応型訪問介護ステーション
 介護予防拠点
 地域包括支援センター
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 複合型サービス事業所
 市町村障害者生活支援センター
 児童相談所
 一時保護施設
 職員養成施設
 児童発達支援事業所
 放課後等デイサービス事業所
 心身障害児総合通園センター
 保育所等訪問支援事業所
 障害児相談支援事業所

児童福祉施設

母子福祉施設
 母子保健施設
 その他の社会福祉施設等

(環境省)
 国立公園等施設

一般廃棄物処理施設

へき地保育所
 児童自立生活援助事業所
 小規模住居型児童養育事業所
 子育て支援のための拠点施設
 認定子ども園
 園地
 避難小屋
 休憩所
 野営場
 駐車場
 核構
 給水施設
 排水施設
 公衆便所
 博物館展示施設
 植生復元施設
 動物繁殖施設
 自然再生施設
 砂防施設
 防火施設
 道路（車道、歩道、橋梁、標識）
 し尿処理施設
 コミュニティ・プラザ
 汚泥再生処理センター
 生活排水処理施設
 こみ処理施設
 廃棄物循環型処理施設
 廃棄物運搬用パイプライン施設
 埋立処分地施設
 マテリアルリサイクル施設
 エネルギー回収推進施設
 有機性廃棄物リサイクル推進施設
 最終処分場

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七

事務連絡二七

最終改正 平八・九・二〇 事務連絡第五六号

一 建物について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭五九年九月七日蔵計二二五〇号。以下「調査要領」という。）第三調査の対象（一）の建物については、次により取り扱う。

ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従つて、直接事業の実施に関係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事が完了までに最期間を要する見込の場合で入居者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事調査の対象とする。）

イ 暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。

ウ 調査要領別表一に定めると違つては、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。

エ 医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立に診療機能を保持するためのべリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二 設備について

医療機関施設の医療用設備及び医療機器並びに医療関係者養成施設の教材等は、調査要領第三（四）アに規定するもの、かつ、当該施設の備品台帳に登録されているもののみを調査の対象とする。但し、備品台帳に登録されていないものであつても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかの場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机、模型、標本、機械器具の収納棚、保管庫、図書、教育用のCD、ROM等電磁的記録媒体、多目的な用途の部屋に設置されるアンプ・スピーカー・ミキサー等の音響設備及びその他事務機器等は含まない。

三 その他

ア 調査要領別表一に定める広域廃棄物処理処分場については、広域圏海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

イ 調査要領別表一に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。